



NPO法人って、なに？

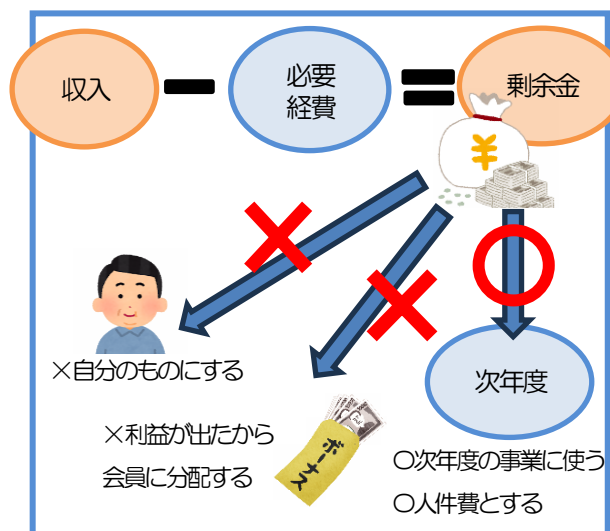
Q1 NPOとは？

NPOとは“Non-Profit Organization”の頭文字をとった言葉であり、日本語では「非営利組織」や「民間非営利団体」と訳されます。株式会社など「営利」を目的とする組織とは異なり、営利を目的としない組織のことをさします。

Q2 営利を目的としないとはどういうこと？

「営利を目的としない」とは、活動によって得た利益を構成員で配分しないということを意味し、無償でサービス等を行わなければならないという意味ではありません。

団体の活動で収入があった場合には、事業費や人件費などの必要経費に充て、さらに決算において剰余金（利益）が生じた場合、構成員（役員、社員など）で分配せず、次年度の事業に使います。



Q3 NPO法人とは？

NPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）が定めた要件によって法人格を付与された、不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体のことです。

NPO法人を設立するためには、その団体が、NPO法の要件を満たしているかどうかを確認する、都道府県や政令指定都市（所轄庁）等の認証が必要です。

NPO法人の正式名称は「特定非営利活動法人」です。

※所轄庁とは…NPO法人の認証等事務を取り扱い、NPO法に基づく監督権をもつ行政機関を指します。NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県知事、又は政令指定都市にのみ事務所を置く場合にあっては政令指定都市の長となります。

Q4 NPO法人の資料はどこで見ることができるの？

NPO法人は、自らの情報をできるだけ公開することにより、市民の信頼を得て市民によって育てられるべきであるとの観点から、情報の公開が義務づけられています。

NPO法人の定款や事業報告書等は、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて一般に公開されています。



▲内閣府NPO法人
ポータルサイト

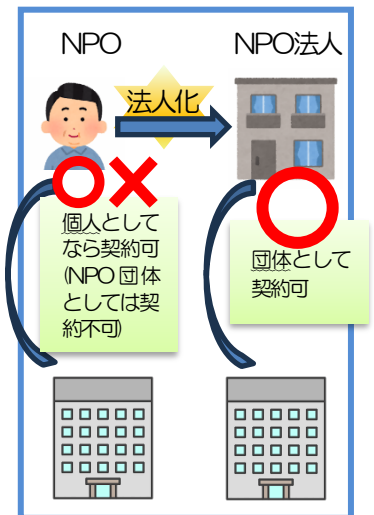
Q5 なぜNPO法人化する必要があるの？

法人化する最大のメリットとは、団体に「法人格」が付与されること、つまり団体が契約の主体となることができるということです。

従って、これまで代表者個人の名義で賃貸借契約を行ったり、不動産の登記をしていたものが、法人として、契約や登記をすることが可能となります。

その反面、法人格を得ることによる義務も発生します。まず、定款で定めた目的の範囲でなければ事業を行うことができません。また、活動や運営形態についても、民法などの一般法の規定に従うことが求められます。

NPO法人の設立にあたっては、なぜ法人化するのか、設立時のメンバーでよく考える必要があります。



Q6 どんな団体でもNPO法人になれるの？

NPO法人は、どんな団体でもなれるわけではありません。

NPO法人とは、Q2のような営利を目的としない団体であり、なおかつ、特定非営利活動を行うことを目的としている団体であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する団体である必要があります。また、役員や社員についての人数の規定があります。

＜役員・社員の人数の規定＞

社員 (団体も可)	役員	
	理事	監事
10人以上	3人以上	1人以上

「不特定かつ多数」とは、利益を受ける人（受益者）が特定されていないことを意味します。
対する言葉は、「私益」（特定の個人や団体の利益）や「共益」（仲間うちだけの利益）です。

例えば・・・



受益者が特定されていない
〇〇病患者を救う会



受益者が限定的
〇〇病の△△さんを救う会
◇◇同好会・××同窓会

Q7 「社員」とは？入会に制限はあるの？

社員とは、法律上の用語で総会の議決権をもつ社団（人の集まり）の構成員のことをさします。日常会話で使う「会社の従業員」という意味ではありません。

NPO法人の要件として、社員の入会あるいは退会に関して不当な条件を定めてはならない、という規定があります。不当な条件にあたるかは、その法人の目的に照らして、合理的な条件かどうかで判断することになります。

Q8 役員になるための制限はあるの？

役員になることについて、特に必要な資格等の定めはありませんが、NPO法では、NPO法人の公益性を、法人運営の中核である役員に対する要件でも確保するため、いくつか欠格事由を定めてあり、これに該当する人は役員になることができません。また、特定の役員とその家族が、NPO法人を私物化することを避けるため、一つのNPO法人の役員について、その役員の親族が含まれることを制限する親族規定があります。役員を選任する場合はご注意ください。

Q 9 特定非営利活動とは？

特定非営利活動は、NPO法で規定されており、非常に広い範囲の活動を網羅しています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



相模原市では、⑳は定めていません。NPO法人設立の際は、①～⑲よりお選びください。

Q 10 NPO法人は特定非営利活動しか行うことはできないの？

NPO法人は、大きく分けて「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の2種類の事業を行うことができます。「その他の事業」とは、「特定非営利活動に係る事業」以外の事業で、資金集めを目的に行う事業や、構成員のみを対象とした共益的な事業などをさします。

例えば、自動販売機設置や広告の掲載による収益事業、会員の親睦会などは「その他の事業」となります。

なお「その他の事業」は①「特定非営利活動に係る事業」に支障がないこと、②収益を生じたときは「特定非営利活動に係る事業」のために使用することが必要です。

Q 11 NPO法人に税金はかかるの？

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上課税対象になる場合があります。

ただし、税法上の収益事業（Q10の「その他の事業」とは別です。）を行わないときは法人税等が課税されず、また、法人の行う事業によっては、税金が減免される場合もあります。

税金についての詳細は、主たる事務所の所在地を管轄している税務署、県税事務所、市町村の税務担当窓口にご確認ください。



Q 12 NPO法人を設立するには、どれくらい時間がかかるの？

都道府県や政令指定都市等に設立認証申請書を提出してから、認証・不認証の決定まで最長で2か月半ほどかかります。認証後、登記をもって法人が設立されます。

コ ラ ム

NPO法はどうしてできたの？

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、市民のボランティア活動が大きな力を発揮しました。また、当時、市民団体による福祉やまちづくりなどの地域の課題への取り組みも広がりを見せており、市民の自主的・自発的な活動を活性化するための環境整備として、社団法人等とは違った、より簡便に法人格を得ることのできる法人制度が必要とされました。その結果、平成10年3月議員立法により成立したのがNPO法です。



ご不明な点がございましたら、お気軽に
市民協働推進課のNPO法人担当まで
お電話ください！

〔発行〕 相模原市役所 市民局 市民協働推進課
〒252-5277
相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所第2別館4階
電話 042-769-8226（直通）